

専門医について

専門医について

1. 学術団体が設ける医師及び歯科医師の専門性に関する資格名の広告について

(1) 概要

- 医業又は医療機関に関する広告については、医療法第69条で制限されているが、広告規制の緩和により、客観的で検証可能な事項を広告可能としている。
- 平成14年4月より、「研修体制、試験制度その他の事項に関する基準」を満たす学術団体が厚生労働大臣に届出を行った場合に、当該団体が医師及び歯科医師の専門性に関して認定する資格名について広告可能とされたところ。
- 「研修体制、試験制度その他の事項に関する基準」については、客観的な基準が告示で定められており、基準を満たした学術団体からの届出を受理することで、順次、広告可能な資格名を追加している。

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告ができる事項（平成14年3月29日厚生労働省告示第158号）
二十六 別に厚生労働大臣が定める研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師及び歯科医師の専門性に関する認定を受けた旨

厚生労働大臣が定める研修体制、試験制度その他の事項に関する基準（平成14年3月29日厚生労働省告示第159号）

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告ができる事項第二十六号に規定する厚生労働大臣が定める研修体制、試験制度その他の事項に関する基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 学術団体として法人格を有していること
- 二 会員数が千人以上であり、かつ、その八割以上が医師又は歯科医師であること
- 三 一定の活動実績を有し、かつ、その内容を公表していること
- 四 外部からの問い合わせに対応できる体制が整備されていること
- 五 医師又は歯科医師の専門性に関する資格（以下「資格」という。）の取得条件を公表していること
- 六 資格の認定に際して五年以上の研修の受講を条件としていること
- 七 資格の認定に際して適正な試験を実施していること
- 八 資格を定期的に更新する制度を設けていること
- 九 会員及び資格を認定した医師又は歯科医師の名簿が公表されていること

(2) 広告可能な資格名（平成18年7月1日現在）

資格名の数：45（団体の数は47）

(参考) 広告可能な医師・歯科医師の専門性に関する資格名（平成18年7月1日現在）

団体名	資格名	資格者
(社) 日本整形外科学会	整形外科専門医	医師
(社) 日本皮膚科学会	皮膚科専門医	医師
(社) 日本麻酔科学会	麻酔科専門医	医師
(社) 日本医学放射線学会	放射線科専門医	医師
(財) 日本眼科学会	眼科専門医	医師
(社) 日本産科婦人科学会	産婦人科専門医	医師
(社) 日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医	医師
(社) 日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医	医師
(社) 日本形成外科学会	形成外科専門医	医師
(社) 日本病理学会	病理専門医	医師
(社) 日本内科学会	内科専門医	医師
(社) 日本外科学会	外科専門医	医師
(社) 日本糖尿病学会	糖尿病専門医	医師
(社) 日本肝臓学会	肝臓専門医	医師
(社) 日本感染症学会	感染症専門医	医師
有限責任中間法人 日本救急医学会	救急科専門医	医師
(社) 日本血液学会	血液専門医	医師
(社) 日本循環器学会	循環器専門医	医師
(社) 日本呼吸器学会	呼吸器専門医	医師
(財) 日本消化器病学会	消化器病専門医	医師
(社) 日本腎臓学会	腎臓専門医	医師
(社) 日本小児科学会	小児科専門医	医師
(社) 日本口腔外科学会	口腔外科専門医	歯科医師
(社) 日本内分泌学会	内分泌代謝科専門医	医師

※1:同一の学会が複数の専門医を認定 ※2:複数の学会が合同で専門医を認定

団体名	資格名	資格者
有限責任中間法人 日本消化器外科学会	消化器外科専門医	医師
(社) 日本超音波医学会	超音波専門医	医師
特定非営利活動法人 日本臨床細胞学会	細胞診専門医	医師
(社) 日本透析医学会	透析専門医	医師
(社) 日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医	医師
(社) 日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医	医師
(社) 日本老年医学会	老年病専門医	医師
特定非営利活動法人 日本胸部外科学会(※1)	心臓血管外科専門医(※2)	医師
特定非営利活動法人 日本血管外科学会	心臓血管外科専門医(※2)	医師
特定非営利活動法人 日本心臓血管外科学会	心臓血管外科専門医(※2)	医師
特定非営利活動法人 日本胸部外科学会(※1)	呼吸器外科専門医(※2)	医師
特定非営利活動法人 日本呼吸器外科学会	呼吸器外科専門医(※2)	医師
(社) 日本消化器内視鏡学会	消化器内視鏡専門医	医師
特定非営利活動法人 日本小児外科学会	小児外科専門医	医師
有限責任中間法人 日本神経学会	神経内科専門医	医師
有限責任中間法人 日本リウマチ学会	リウマチ専門医	医師
特定非営利活動法人 日本歯周病学会	歯周病専門医	歯科医師
有限責任中間法人 日本乳癌学会	乳腺専門医	医師
有限責任中間法人 日本人類遺伝学会	臨床遺伝専門医	医師
(社) 日本東洋医学会	漢方専門医	医師
特定非営利活動法人 日本レーザー医学会	レーザー専門医	医師
特定非営利活動法人 日本呼吸器内視鏡学会	気管支鏡専門医	医師
有限責任中間法人 日本歯科麻酔学会	歯科麻酔専門医	歯科医師
有限責任中間法人 日本小児歯科学会	小児歯科専門医	歯科医師

2. 米国における専門医制度について

- 米国では約 200 の学会 (Board) が独自に専門医 (Diplomates) を認定している。
- そのうち、ABMS (American Board of Medical Specialties) に認定された 24 学会の資格が、実質的意味（社会的認知、民間保険上の取り扱い等）を持つ。
- 専門医資格は医業のために法的に必要とされるものではないが、米国の全医師の約 89% が ABMS 専門医資格を一つ以上保持している。
- 専門医の認定を受けるための要件は各専門医資格により若干異なるが、一般的には認定レジデントプログラムを修了した上で、試験（筆記、CBT、口頭）に合格する必要がある。
- 各学会が認定するレジデントプログラムには定員があるので、それにより各学会が実質的に全米の専門医数を規定している。
- それぞれのレジデントプログラムは ACGME (Accreditation Council for Graduate Medical Education) の質的な監査を受けている。

(注) ACGME とは卒後臨床研修 110 専門分野の基準を定め、基準を満たす約 7,800 のレジデントプログラムを認証し、定期的に各プログラムの質を検証する民間組織。約 100 名の事務局職員があり、各研修プログラムからの認証手数料により運営される。

- 各専門医資格は 7~10 年おきに再認定を受ける。
- ABMS は、各州別の専門医リストを市民に提供している。また、個別の医師について、専門医資格の有無を ABMS のインターネットホームページまたは電話にて確認することができる。

(出典)

- American Boards of Medical Specialists (<http://www.abms.org/default.asp>)
- Council of Medical Specialty Societies (<http://www.cmss.org/index.cfm>)

<医療部会における主な意見の概要>

発言内容（要旨）

- 安心・安全で質の高い医療を推進するためには、十分に経験を積んで、トレーニングを受けた専門医が是非必要だが、現在ではいろいろな学会で独自に専門医という資格を与えており、レベルや名称に統一性がないという現状にある。

　国民が求める専門医は、ごく狭い専門分野以外は全然できないといったものでなく、その専門医にかかれば安心というものであり、そういう質の担保ができるようなシステムをつくるためには、専門医を抱えている医療機関や医師会の代表に加えて学会の代表にも参加してもらい、認定基準、専門医のあり方、国民のためにどうあるかについて検討する仕組みをつくっていただきたい。
- 何らかの形で少し国が関与することも必要。広告できる、できないということではなくて、専門医の質を担保する観点から、例えば最低限何年間ぐらいの経験が必要だというように専門医と呼ぶ最低限の基準を定めるなど、その程度のマイルドな関与ができると、専門医全体のレベルアップにつながるのではないか。
- 国などの第三者的なもののが関与が必要。専門性の高い集団が最善の治療を安全に患者に届けるという観点で、厚生労働省も関与しつつ、医療界全体で患者の意見も踏まえながら、専門医という制度を作らないといけない時期に来ているのではないか。厚労省が例えば、後期研修病院の指定という方法で、何らかの関与ができるか。
- 「専門医」といった広告が先行すると、患者の側は混乱するのではないか。専門医に関する情報を標準化して、患者の立場でも読み解くことができ、また、かかりつけ医がその情報を見て間違いない方向で特定の専門領域の方向へ患者を導いていくことができるようになることが必要。
- 専門医志向が高まる中で、患者をトータルに診ていく医師という人たちが本当に増えていくのかどうか案じている。専門医の認定や更新という辺りについて、高い制度の仕組みが生まれていくことが必要ではないかと思っている。

医療提供体制に関する意見

平成17年12月8日
社会保障審議会医療部会

7. 医療を担う人材の養成と医療に従事する者の資質の向上

(2) 医療に従事する者の資質の向上

- 専門医については、現在、国は、広告規制制度の中で、研修体制、試験制度等の基準を満たした学会による認定専門医を、医療機関等が広告できる事項としているにとどまり、専門医の質の確保については各学会に委ねられているが、専門医の質の確保に当たり、国あるいは公的な第三者機関が一定の関与を行う仕組みとすることを含め、医療の質の向上と医療安全のさらなる推進を図る上で専門医の育成のあり方について検討すべきである。
- また、心臓外科や血管外科等特に高い専門性が求められると考えられる一定の領域について、専門医の養成・確保や専門的医療を行う病院の位置づけを通じて、医師の専門性を評価する仕組みとすることも考えられる。